

第3 地下街

地下街に対する指導等の経緯

地下街の取扱いは、国の通達「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）により、地下街中央連絡協議会（国）及び地下街連絡協議会（地方）が設置され、翌年の昭和49年6月28日に地下街の指導基準である「地下街に関する基本方針」（建設省、運輸省、消防庁及び警察庁4省庁通達）が通知された。地方自治体は、この通知に基づいて全国統一的に指導を行っていた。

その後、地方分権の流れを受け「地方分権に伴う地下街関連通達の廃止について」（平成16年6月1日国都計第92号、消防予第179号、警察庁乙備発第3号、平成13年5月31日原院第5号）により、これまでの地下街に関連する一連の通達及び地下街中央連絡協議会（国）は廃止され、地方自治体が独自に対応することとなった。

現在、地方自治体はこれまでの国の通達を基本としながら、国の通達に代わる「地下街基本方針」を制定し、地方自治体独自の地下街の取扱いを行っている。

今後、筑紫野市又は太宰府市において地下街が建設される場合は、各関係機関による地下街連絡協議会が設置され、地下街基本方針を定め、地下街に対する統一的な指導を行っていくこととなる。